

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う消費税の取扱いについて」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(中間申告書のみの提出期限が同一となった場合の取扱い)</u></p> <p><u>7 震災特例法第43条《中間申告書の提出を要しない場合》の規定により、提出を要しないこととなる消費税の中間申告書とは、国税通則法第11条の規定に基づき申告等の期限が延長されたことにより、消費税法第42条《課税資産の譲渡等についての中間申告》の中間申告書の提出期限とその課税期間に係る消費税法第45条《課税資産の譲渡等についての確定申告》の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合の当該中間申告書をいうのであるから、例えば、消費税法第42条第4項の中間申告書で同一課税期間内の異なる三月中間申告対象期間の提出期限が同一の日となった場合のように、中間申告書のみの提出期限が同一の日となっても、この特例規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 中間申告書の提出期限のみが同一となる場合には、それぞれの中間申告対象期間について、それぞれ申告書の提出が必要となる。これは、消費税法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定に基づき、仮決算による中間申告書を提出する場合も同様である。</u></p>